

株式会社日本政策金融公庫  
中小企業事業本部  
証券化支援室長 殿

印

## 協議開始意向表明書（証券化支援業務）

は、貴公庫の証券化支援業務の案件組成に関連し、一定期間、貴公庫と協議を行いたい旨を表明いたします。

なお、貴公庫の証券化支援業務の案件組成に実際に参加するにあたっては、下記の基準を満たす必要があることを了承しております。

おって、本書の有効期間は本書を貴公庫あて提出後6ヵ月であり、有効期間終了後、引き続き協議を継続する場合は、本書を再度提出することを確認いたします。

## 記

## 証券化支援業務に係る中小企業特定金融機関等の選定基準

株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業本部（以下、単に「公庫」という。）における証券化支援業務に係る中小企業特定金融機関等の選定基準は、次の1から3のすべてを満たす先とする。

- 1 株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による別表第2の注（7）に規定にする中小企業特定金融機関等であること。
- 2 募集要項に合致した貸付け及び社債の引受けにつき、公庫が期待する金額を実施する能力を有していること。
- 3 次の（1）から（3）の要件のすべてを満たしていること。
  - （1）財務に関する要件  
次のイ又はロのいずれかの要件を満たすこと。
    - イ 公庫の代理貸付に係る代理店であること。
    - ロ 次の（イ）から（ハ）のすべてを満たしていること。
      - （イ）貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含む。）第3条に定める登録を受けた者（以下「貸金業者」という。）の場合は、資本の額が5億円以上であること。
      - （ロ）債務超過の状態又は自己資本比率が著しく低い水準でないこと。
      - （ハ）最近時の決算において利益を計上している等経営状態が不安定でないこと。ただし、新設法人にあっては、当該新設法人に対し支配権を有する親会社の経営状態が不安定でないこと。
  - （2）社会的信用に関する要件  
次のイからハのすべての要件を満たすこと。
    - イ 法令違反の事実がないこと。
    - ロ 暴力団等の反社会的勢力との関係がないこと。
    - ハ 貸金業者にあっては、貸金業法第25条に定める貸金業協会に加入していること又は公益社団法人リース事業協会の正会員であること。
  - （3）業務遂行能力に関する要件  
次のイからホのすべての要件を満たすこと。
    - イ 最近3営業年度以内において、継続的かつ安定的に、一定の中小企業向けの長期資金に係る新規貸付の実績（貸付金利10%以下の新規貸付の一定の実績）があること。ただし、次の要件をすべて満たしている場合においては、この限りではない。
      - （イ）中小企業向けの長期資金の貸付けに係る審査の業務に3年以上従事した者が2名以上、当該業務に従事していること。
      - （ロ）中小企業向けの長期資金の貸付けに係る債権の管理回収の業務に3年以上従事した者が2名以上、当該業務に従事していること。
    - ロ 貸付先情報の提供等において、情報処理システムでの対応が可能であること。
    - ハ 中小企業向けの事業資金の貸付け及び当該貸付に係る債権の管理回収の業務を円滑かつ適切に実施するための組織体制を有し、必要な人員が配置されていること。
    - ニ 中小企業向けの事業資金の貸付け及び当該貸付に係る債権の管理回収の業務を適切に処理するための法令遵守（反社会的勢力の排除への対応を含む。）、顧客情報管理等の事務準則が整備されていること。
    - ホ 証券化支援業務に係る資金については分別管理を行い、中小企業から回収した資金については回収後速やかに信託会社等に送金できるシステム、体制を有していること。ただし、公庫法第11条第1項第2号の規定による別表第2の第5号に定める証券化支援業務に係る場合を除く。

以上